

# デジタル化推進対策特別委員会



本デジタル化推進対策特別委員会に付託された事項について調査結果を報告します。

令和5年3月14日

デジタル化推進対策特別委員会

委員長 安田 厚生

宮崎県議会議長

中野 一則 殿



## デジタル化推進対策特別委員会報告書目次

I	特別委員会の設置	63
II	調査活動の概要	63
1	デジタル社会形成に向けた国の動きについて	63
(1)	デジタル社会形成基本法	63
(2)	自治体DX推進計画	64
(3)	デジタル田園都市国家構想基本方針	64
(4)	包括的データ戦略	65
2	行政分野における取組について	65
(1)	本県の取組	66
①	宮崎県情報化推進計画	66
②	市町村への支援	66
③	行政情報の提供等の取組	67
④	公務の効率化に向けたICT活用の取組	67
⑤	防災・減災対策	67
(2)	市町村の取組	68
①	小林市の取組	68
②	都城市の取組	69
(3)	静岡県の取組	69
(4)	県への提言	70
①	市町村における自治体情報システムの標準化・共通化について	70
②	効果的な行政情報の提供について	70
③	データ活用による新たな価値の創造について	70
④	マイナンバーカードの普及・利用拡大について	71
3	医療・介護、教育分野における取組について	71
(1)	医療分野	71
①	本県の医療分野におけるデジタル化の推進	71
ア	遠隔診療支援システム	71
イ	周産期ネットワークシステム	72
ウ	地域医療勤務環境改善体制整備事業	72
エ	マイナンバーカードによる健康保険証の資格確認	72
オ	オンライン診療	73
②	三重広域連携スーパーシティ推進協議会の取組	73
(2)	介護分野	73

① 本県の介護分野におけるデジタル化の推進	73
ア ICTの導入	73
イ 介護ロボットの導入	74
② 社会福祉法人スマイリング・パークの取組	74
(3) 教育分野	75
① 本県の学校におけるデジタル化推進に向けた取組	75
ア 新学習指導要領	75
イ 宮崎県「教育の情報化」推進プラン	75
ウ 端末等の整備状況	76
② 県立佐土原高等学校の取組	76
③ 静岡県川根本町立本川根小学校の取組	76
(4) 県への提言	77
① 中山間地域の医療体制確保について	77
② 介護分野におけるデジタル化・働き方改革について	77
③ デジタル化による教育の充実について	78
④ 情報モラル教育について	78
4 産業分野における取組について	78
(1) 産業のデジタル化の推進	78
① 本県の現状と課題	78
② 県の部局横断的な取組	79
(2) 商工業分野	79
① 本県の商工業におけるデジタル化の推進	79
ア 商業分野	79
イ 製造業分野	80
ウ 情報産業分野	80
エ その他	80
② アルバック機工株式会社の取組	80
(3) 林業分野	81
① 本県の林業におけるICT化等の推進	81
ア 森林資源管理の合理化	81
イ レーザ計測データ等の利活用	81
ウ ICT技術等を活用した生産管理の導入	82
エ 流通ネットワークの構築	82
オ ICT技術等を活用した作業に応じた機械化	82
カ デジタル無線通信など次世代技術の導入	82
② ICT化等を担う人材の育成	82
ア みやざき林業大学校での人材の育成	82

イ	現場における人材の育成、技術の普及	82
③	串間市の取組	82
(4)	農畜水産業分野	83
①	本県の農畜産業におけるデジタル化の推進	83
ア	スマート農業の実証	83
イ	スマート農業に対応した機器・機械の導入支援	83
ウ	スマート農業を学べる環境づくり	84
エ	スマート農業を使いこなす人材の育成	84
②	本県の水産業におけるデジタル化の推進	84
③	有限会社新福青果の取組	84
④	テラスマイル株式会社の取組	85
(5)	土木分野	85
①	本県における建設業の現状	85
ア	ICT活用工事の取組	86
イ	情報共有システム	86
ウ	遠隔臨場の取組	86
エ	建設キャリアアップシステム	86
②	旭建設株式会社の取組	87
(6)	県への提言	87
①	本県の特徴・強みを生かした取組について	87
②	デジタル化の裾野を全県下に広げる啓発について	88
③	きめ細かな実装支援について	88
④	デジタル人材の育成・確保について	88
5	デジタル化を支える環境基盤について	88
(1)	デジタルインフラの整備	88
(2)	県民の情報格差の解消	88
①	本県の取組	89
②	一般財団法人つの未来まちづくり推進機構の取組	89
(3)	デジタル庁との意見交換	89
(4)	県への提言	90
①	地域間デジタルディバイドの解消について	90
②	全県民がデジタル化の恩恵を享受できる社会づくりについて	90
III	結 び	90
IV	委員会設置等資料	93
1	特別委員会の設置	95

2	委員名簿	96
3	委員会活動経過の概要	97
	《参考資料》	101

## I 特別委員会の設置

デジタル化推進対策特別委員会は、令和4年4月臨時会において、デジタル化の推進に関する所要の調査活動を行うことを目的として設置されたものです。

## II 調査活動の概要

我が国では、少子高齢化の進展により、総人口、生産年齢人口の減少が続いており、経済活動の縮小や労働力不足、医療・介護費の増大など、様々な課題が深刻化していくことが予想されています。

中山間地域を多く抱え、高齢化の進展が早い本県においては、特に深刻な状況であり、これらの課題の解決を早急に図っていかねばなりません。

このような中、今般のコロナ禍により、社会構造の変化、価値観の変容が起こっており、国においても、令和3年9月に、デジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁が設置され、包括的データ戦略やデジタル田園都市国家構想に基づく様々な取組が進むなど、デジタル社会の実現に向けた動きが一層加速しています。

本県においても、「デジタルは地方の抱える社会問題を解決する鍵」であり、また、「新しい付加価値を生み出す源泉」であるという認識のもと、他県に遅れることなく、より一歩、先んじて推進していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、当委員会では、①行政、学校教育、防災・減災等におけるデジタル化の推進に関すること、②農業、介護など各分野におけるデジタル化の推進に関すること、③働き方改革のためのデジタル化の推進に関すること、④デジタル化による中小企業等の育成に関することの4項目を調査事項として決定し、所要の調査活動を行ってきました。

調査に当たっては、関係部局に調査事項についての現状や課題、施策等について説明を求めるとともに、関係団体・企業等の現地調査を実施するなど、現状把握等に努めたところです。

当委員会の活動経過については資料のとおりですが、ここで総括して報告します。

※103ページに「用語の説明」を掲載しています。

### 1 デジタル社会形成に向けた国の動きについて

#### (1) デジタル社会形成基本法

デジタル社会とは、インターネットなどの高度情報通信ネットワークを通じて、自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界規模で入手、共有又は発信する社会であり、また、先

端的技術をはじめとする情報通信技術を用いて、電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用し、あらゆる分野で創造的かつ活力ある発展が可能となる社会とされています。

このデジタル社会の形成は、国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応など直面する課題を解決する上で極めて重要です。

このことを踏まえ、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、国の経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定めた「デジタル社会形成基本法」が制定され、令和3年9月1日に施行されました。

この基本法は、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等を基本理念としています。そして、地方公共団体については、デジタル社会の形成に関する施策を策定する国との適切な役割分担を踏まえて、地域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施することが責務であるとされています。

## (2) 自治体DX推進計画

総務省は、デジタルガバメントを積極的に推進するため、令和2年12月に「自治体DX推進計画」を策定し、市町村に対してマイナンバーカードの普及促進や行政手続のオンライン化、自治体情報システムの標準化・共通化などの6項目を重点取組事項として掲げ、県には、市町村の取組への支援を求めています。

また、令和3年9月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、令和7年度までに住民基本台帳、介護保険等の基幹系20システムについて、国が定める標準化の基準に適合したシステムを利用することが求められています。

なお、これらのシステムについては、国が用意するガバメントクラウドを活用することが原則とされており、地方自治体がデジタル基盤改革を計画的に推進できるよう、令和7年度まで財政支援措置が予定されています。

## (3) デジタル田園都市国家構想基本方針

社会のデジタル化は、人口減少、過疎化、産業空洞化等といった地方の社会課題を解決する鍵であるとともに、新しい付加価値を生み出す源泉であるという認識のもと、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるDXを積極的に推進するとする「デジタル田園都市国家構想基本方針」が令和4年6月に閣議決定されました。

この方針は、地方の社会課題を障害物と捉えるのではなく、成長のエンジンへと転換し、持続可能な経済社会の実現や新たな成長を目指すものであります。

そして、その構想の実現により、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサー

ビスの創出、持続可能性の向上、Well-beingの実現等を通じてデジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、いわば「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すとしており、これにより、東京圏への過度の一極集中の是正や多極化を図り、地方から全国へとボトムアップの成長を図るとされています。

また、地方の活性化を図るため、地方の経済・社会に密接に関係する様々な政策分野において、デジタルの力を活用した社会課題解決や魅力向上を図ることが必要であり、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる、という4つの類型に分類して、取組を推進していくこととしています。

さらに、この構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備を推進するとともに、「デジタル人材地域還流戦略」に基づき、人材の地域への還流促進や、デジタル人材の育成・確保を図りながら、誰もがデジタルの恩恵を享受できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指としています。

#### (4) 包括的データ戦略

これまで、国は、「政府のITに係るインフラ整備」及び「官民でのIT利活用」に係るIT戦略、AIを活用して社会全体を高度化するAI戦略などを策定してきましたが、日本社会全体でのデータに係るリテラシーの低さ、プライバシーに関する強い懸念等から、データの整備、データの利活用環境の整備、実際のデータの利活用は十分に進んできませんでした。

また、今般のコロナ禍においては、国・地方公共団体での情報共有が進まない、公開されるデータが使いづらく民間のサービス提供が困難、事業所などの基礎データの整備が不十分で迅速な給付業務が困難など、我が国のデジタル化への対応の遅れが露呈しました。これらの背景にあったのが、社会全体の基盤となるデータ整備の不十分さ、デジタル社会実現の中核となるデータについて焦点を当てた戦略の不在でした。

このような状況を踏まえ、世界トップレベルのデジタル国家を目指し、それにふさわしいデジタル基盤を構築するために、包括的データ戦略を令和3年6月に閣議決定し、デジタル社会形成の羅針盤として、Society5.0の実現を念頭に、国全体のアーキテクチャを共有化し、全てのプレイヤーの取組の位置づけを明確化しました。

本戦略の目標は、データがつながることで「新たな価値を創出」することであり、その実現のために、国や地方公共団体が整備するベース・レジストリをはじめとする社会活動の基礎となるデータを整備し、安心してデータを利活用するためのトラスト（信頼性）基盤などのルールを整備するなどの「データ環境整備」を行うことで、申請のワンスオンリー、ワンストップといった行政の業務改革につなげ、社会の効率化を実現するとともに、無駄を削減、ミスを防止し、常に正確な処理につなげるとしています。

## 2 行政分野における取組について

## (1) 本県の取組

### ① 宮崎県情報化推進計画

コロナ禍で浮き彫りとなった課題の解決や、国のデジタル庁創設などデジタル社会の実現に向けた動きが一層加速する中で、本県における少子高齢化や人口減少など様々な課題に対応するためにも、デジタル化が急務となっています。

このため、令和3年度を「みやざきデジタル化元年」と位置づけ、本県におけるデジタル化施策の方向性を示す計画を令和3年3月に策定しました。

取組期間は令和6年度までの4年間で、デジタル化の急速な進展等に伴う社会情勢の変化に対応するため、中間となる今年度は計画の見直しが進められています。

基本目標を「県民誰もが輝き、安全・安心で豊かさを実感できる人間中心のデジタル社会の実現」としており、施策の基本的方向として、3つの柱を立てています。

1つ目の柱は、行政分野について「県民本位のデジタル・ガバメントの推進」を図ることであり、オンライン化などによる「行政サービスの向上」や、RPA、AI-OCRの活用などによる「行政事務の効率化の推進」、情報システムの標準化・共通化などによる「国や市町村との連携」に取り組むこととしています。

2つ目の柱は、暮らしや産業分野について「安全・安心で心豊かな暮らしの確保と付加価値の高い産業の振興」をめざし、医療現場や介護現場でのデジタル活用や、オンライン活用などの新しい教育などによる「暮らしの向上と教育・文化の振興」、スマート農林水産業の推進などによる「地域産業の振興」、新たな情報通信基盤の活用などによる「中山間地域の利便性の向上」に取り組むこととしています。

3つ目の柱は、情報基盤と人材について「デジタル社会を支える情報環境の整備・充実」を目指し、5G等の「情報通信基盤の整備促進」、ICT技術者等の「情報化を担う人材の育成・確保」、県民の情報リテラシー向上や相談支援などによる「県民誰もが利用できる環境の確保」に取り組むこととしています。

推進体制については、全庁的な取組を更に進めるため、昨年度、知事をトップとする「宮崎県デジタル化推進本部」を新設しており、官民で構成する「宮崎県デジタル社会推進協議会」、「宮崎県市町村IT推進連絡協議会」とも連携を図りながら、県全体のデジタル化を進めて行くこととしています。

また、庁内に「デジタル・ガバメント」、「地域産業」、「暮らしと教育・文化」、「情報環境」の4つの部会を設けて、それぞれ施策の方向性等を調整しながら取組を進めていますが、特に4部会の活動及び取組の共通する事項として、行政をはじめとする各分野におけるデジタル人材の育成や確保が、大変重要なポイントであるとしています。

### ② 市町村への支援

市町村においては、デジタル人材の不足により、DXの推進に苦慮している自治体が多いことから、今年度、外部委託による「自治体DXサポート事業」に取り組んでおり、ネットワークやセキュリティなどの専門人材をアドバイザーとして確保し、行政手続オンラ

イン化の対応や情報システム標準化・共通化などのシステム導入に関する研修会の開催や個別具体的な助言指導を進めています。

### ③ 行政情報の提供等の取組

「ひなたデジタルデータ利活用加速化事業」において、SNS（LINE）利用者向けの自動応答ツール導入や、県の地理空間情報システム「ひなたGIS」を活用して、紙で管理されている地図や図面のデータ化など、デジタル技術により、行政情報を効果的に提供・活用するための環境整備に取り組んでいます。

チャットボット等による自動応答機能については、今年度、新型コロナの情報提供において運用を開始していますが、今後、暮らしなどに関する様々な情報を提供していく予定となっています。

### ④ 公務の効率化に向けたICT活用の取組

多様化する県民ニーズに的確に対応した質の高い行政サービスの提供が求められていることや、職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを確保するため、公務能率の向上や職員の意識改革に努めながら、ICT利活用の取組を進めています。

ICTを活用した業務環境の整備に向けては、テレワーク環境の整備として、令和2年度から庁外でも業務が行えるようテレワーク用パソコンを配備し、昨年度からは個人所有のパソコンでもテレワークが実施できるよう「自治体テレワークシステム」を導入しており、運用を拡大しています。

また、オンライン・コミュニケーションツールMicrosoft Teamsを導入して、出張時の業務報告等や各種会議のオンラインでの実施に活用するとともに、会議等の音声データをAIにより自動で文字データ化する「会議録作成支援システム」により、昨年度、約4,200時間の業務負担の軽減を図っています。

加えて、RPAやAI-OCRを導入したことにより、新型コロナ特設サイトの掲載情報更新業務など、庁内44の業務で約4,800時間の業務効率化につながっています。

特に、新型コロナ感染症の対策業務については、業務量が急増している状況を踏まえ、デジタル化により業務負担を更に軽減するため、「デジタル活用サポートチーム」を立ち上げて、各保健所の支援を実施しています。

### ⑤ 防災・減災対策

「防災情報システムのデジタル強靱化事業」により、災害対策支援情報システムと防災情報共有システムの統合を行うことで、「情報の入手」及び「情報の共有」の面で効率化を図っています。

「情報の入手」については、各関係機関の各種システム上にある気象情報や道路情報といった必要な情報を、防災情報共有システム上の地図に重ね合わせて、情報のプラットフォーム化を実現することで、防災上の戦略が立てやすくなりました。

「情報の共有」については、これまでは災害対策本部において情報をホワイトボードに書き込み、それを各関係機関の情報連絡員（リエゾン）が本部に来て入手し、それぞれに報告展開を行っていたものを、各端末での情報閲覧を可能にし、インターネット回線を通じて、各関係機関の職員が当該機関にいらがらでも情報共有ができる体制を実現しています。

また、「災害時情報通信体制強化事業」により、現地の映像をリアルタイムに伝達するドローンや、通信機器への電源供給が可能な通信用のPHEV車両を整備したことで、災害時における現場の詳細な情報を配信できるようになり、災害に強い安定した通信体制の確保が可能となっています。

なお、ドローンの映像を送っている通信回線は、携帯電話会社のNTTドコモ、au、ソフトバンクの3回線を利用しており、一つの回線に障害があった際には、別の回線に切り替え、映像配信を継続して行うことが可能となっています。

今後、南海トラフ地震を想定した訓練等において、これらのシステムの有効性の検証・改善を図っていく予定となっています。

## **(2) 市町村の取組**

市町村の取組を調査するため、小林市及び都城市を現地調査しました。

### **① 小林市の取組**

小林市では、新燃岳の噴火による降灰被害や、熊本地震による携帯電話の通信障害の発生など、Wi-Fi環境整備のニーズが顕著となったことから、総務省の「地域イントラネット基盤施設整備事業」で整備した基盤を利用して、公設公営モデルのWi-Fi整備を行い、運用経費を市が負担しています。

平成28、29年事業として、総務省の「公衆無線LAN環境整備事業」を活用してWi-Fi環境を整備し、その後も追加設置を進め、現在、地区体育館や公民館など47か所に「Kobayashi City Wi-Fi」を整備しています。

通常は、登録後1時間利用の限定サービスとして市民に公開していますが、そのほかにも、健康づくり教室や各種イベントの映像配信などに活用しています。

また、災害時は、1時間の限定を解除した災害用Wi-Fiサービスに切り替わる仕様となっており、避難者が利用するだけでなく、避難所の市職員がWi-Fi接続したパソコンにおいて業務を行うことも可能となっています。

アクセス数については、平成30年度には、合計で月平均1,500件程度のアクセスを記録しており、各種生涯学習事業が実施されている中央公民館、観光交流センター「KITTO小林」及び市民交流スペースのあるTENAMUビルにアクセス数が集中しています。

保守及び運用に係る経費が年間約500万円かかることに加え、来年度以降、老朽化に伴う機器更新が必要となることから、今後は、避難所運営・避難者それぞれの観点から通信環境の必要性について検討していくこととしています。

## ② 都城市の取組

都城市は、令和元年に「都城デジタル化推進」を宣言し、マイナンバーカードをはじめとするデジタル技術を積極的に活用しながら、市民サービスの向上を図り、利便性が高く豊かなまちづくりの構築を進めてきました。

その後、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」をテーマに、「都城デジタル化推進宣言2.0」にアップデートし、デジタル化をより強力に推進する全庁横断的な体制を構築することを目的にデジタル推進本部を設置しました。

市長自らがCDO（最高デジタル責任者）に就任するとともに、デジタル庁への人材派遣、NTTドコモからの外部人材のDXアドバイザー登用、市職員の総務省地域情報化アドバイザー受嘱、加えて、デジタル担当課に土木技師を配置し、デジタルが進まない土木・農業分野にてこ入れを行うなどしています。

特に、マイナンバーカードをスマートシティ構想の基礎となるインフラとして活用すべく、5人以上の事業所等への徹底的な出張支援を延べ1,600回以上行い、タブレット端末を活用して、マイナンバーカード申請を希望する人の写真撮影、カード申請を無料で支援する「都城方式」と呼ばれる申請サポートを全国で初めて実施しました。

また、「デジタル化こそアナログで！」をスローガンに、1人からでも自宅に伺って申請を受け付ける「マイナちゃんカー」の運用を全国で初めて行ったほか、商業施設内に土日でも受付可能な常設の申請窓口を設置するなど、普及の取組を強力に推進しています。

このほか、マイナンバーカード普及の取組に併せて、電子母子手帳サービス、図書館貸出サービス、一括で必要な申請書類等を作成できる全国初の「おくやみ窓口」設置などの各種取組を行っています。

これらの取組により、マイナンバーカード交付率は、令和4年6月末時点で81%（※令和5年1月末時点で90.1%）と、全国の市区でトップの数値となっています。

## (3) 静岡県の取組

3次元点群データ活用の取組を調査するため、静岡県を現地調査しました。

静岡県では、i-Constructionをきっかけに、飛行機やドローン、自動車などに搭載したレーザースキャナーにより取得した3次元点群データのオープンデータ化に着手し、「VIRTUAL SHIZUOKA」の構築を進めています。

平成28年から、公共工事における工事完成図の代わりに点群データを納品する「静岡方式」を開始しました。納品された3次元点群データについては、公共工事等の仕様書に「オープンデータとして第三者に無償提供する」ことを明記するなど、著作権の問題もクリアしています。

現在、県内の道路や地形などの3次元点群データについては、県面積全体の9割弱の収集・登録が完了しており、データベースシステム「Shizuoka Point Cloud DB」にて公開し、誰もが無料で利用でき、加工して2次利用することも可能です。

3次元点群データの活用例としては、①建設生産プロセスの関係者による利用（測量・

設計業者、施工業者、点検・維持管理業者)、②災害時における被害状況の把握(被災前データとの比較で、被災程度の把握や災害復旧の効率化)、③自動運転技術への活用(ダイナミックマップ作成、実証実験開始)、④教育やまちづくりの分野での活用(県内文化遺産のデータ化、仮想空間によるまちづくり)などがあります。

また、スマートフォンのiPhone Proなどに搭載されているLiDARで点群データが取得できることから、県保有のデータベースと重ね合わせて様々な仮想空間を作るといった庁内研修を実施しています。

#### **(4) 県への提言**

##### **① 市町村における自治体情報システムの標準化・共通化について**

国が定める基準に適合したシステムの導入については、システム自体の費用だけでなく、データ移行に関する作業や、導入後における関係職員への研修など、ソフト面の費用も発生することが想定されます。

委員からは、「職員が少ない自治体にとっては、データ移行などの作業はかなりの負担であり、その作業に係る費用等も支援すべきである。」「自治体情報システムの標準化に併せて、各自治体で異なっていた各種申請様式も統一を図るべきではないか。」との意見がありました。

県当局には、自治体情報システムの標準化・共通化に向けて、市町村に対する移行費用等の確実な支援、各種手続に係る様式の統一について、国と協議することを要望します。

##### **② 効果的な行政情報の提供について**

行政情報の提供に当たっては、パンフレット等の紙媒体に加え、県庁ホームページやSNSなどのデジタル媒体をより積極的に活用すべきことはもちろんですが、そのデジタル媒体が利用しやすいものでなければ、効果的な提供にはつながりません。

委員からは、「県民が行政情報を容易に取得することができるよう、提供手段が増えることは望ましい。また、県外調査先のデジタル庁や静岡県において『ひなたGIS』が話題に上がるなど、本県には素晴らしいシステムがあるので、そのようなツールを最大限に活用していただきたい。」との意見がありました。

県当局には、本県の「ひなたGIS」や、チャットボットといった自動化ツール等を十分に活用し、行政情報をわかりやすく効果的に提供するための環境整備を更に推進することを要望します。

##### **③ データ活用による新たな価値の創造について**

デジタル化の急速な進展・高度化が進む中、データの活用によっては新しい付加価値を生み出すことが大いに期待できます。

県外調査で訪問した静岡県の3次元点群データ活用の取組は、土木分野での業務負担軽減のみならず、災害時の原因究明や、誤伐・盗伐の問題解決、スマート農業・林業への利

用、文化遺産のデータ保存、仮想空間での疑似体験など、様々な価値を生み出しています。  
県当局には、他県等の様々な先行事例を参考にしながら、新たな価値の創造につながるデータの活用法について研究・検討することを要望します。

#### ④ マイナンバーカードの普及・利用拡大について

マイナンバーカードの普及のためには、利活用の場を増やすとともに、住民に対して丁寧な説明・周知を行っていくことが必要です。

委員からは、「自治体によっては、コンビニエンスストア等において、マイナンバーカードを活用した住民票や戸籍謄本等の発行サービスを利用できないところもあり、自治体によって取組の進捗に差があると、県全体の普及も進まないのではないか。」との意見がありました。

県当局には、市町村の取組の進捗に差が出ないように、きめ細かな実装支援を行うことを要望します。

また、マイナンバーカードの利用拡大を図るため、民間企業とも連携・協力して、自治体サービスだけでなく、より相乗効果の期待できる新たな利活用の場面を検討することを要望します。

### 3 医療・介護、教育分野における取組について

#### (1) 医療分野

##### ① 本県の医療分野におけるデジタル化の推進

本県の医師数は、近年、徐々に増加しているものの、九州唯一の医師少数県であり、医師の高齢化や地域的な偏在、特定の診療科における医師不足等が課題となっています。

また、今後、中山間地域における医師不足がますます進んでいく可能性があり、医師の勤務環境改善や働き方改革を推進していく必要があります。

このため、現在、県では宮崎大学や県医師会等と連携した医師の育成・確保、医療機関の働き方改革の取組支援及び遠隔診療支援システムの導入等、医療分野におけるデジタル化などに取り組んでいます。

現在、県内で進められているデジタル化に関する主な取組は以下のとおりです。

#### ア 遠隔診療支援システム

中山間地域の医療機関に勤務する医師は、総合的にさまざまな疾患を診ていますが、重症患者が発生した場合には、迅速な診断が求められることから、平成28年度に、急性期脳梗塞患者の後遺障害を軽減させることを目的として、遠隔診療支援システムを導入しました。

令和2年度からは、対象疾患を脳卒中以外の疾患にも拡大しており、現在、相談を受ける側として、宮崎大学医学部附属病院及び県立延岡病院に、相談する側として高千穂町国民健康保険病院、えびの市立病院、串間市民病院など6つの医療機関に、このシステムを導入しています。

効果としては、中山間地域の医療機関に勤務する医師の負担軽減につながることで、他の医療機関に患者を転送する際に、事前に搬送先医療機関にCT等で撮影した画像を送ることができ、搬送先医療機関での迅速な治療が可能となること等が挙げられます。

## イ 周産期ネットワークシステム

妊娠22週から生後6日までの期間である周産期の医療については、県内を4つの医療圏に分け、医療圏毎に対応できる体制づくりを推進しています。

各周産期医療圏ごとに、まず、地域の産科である一次医療機関で低リスクの分娩を行い、一次医療機関で対応できない妊婦を、二次医療機関に相当する地域周産期母子医療センター（地域において中核的な役割を担っている県内6病院）で受け入れます。更に高度な対応が必要な症例は、三次医療機関の総合周産期母子医療センター（宮崎大学医学部附属病院）に搬送する体制となっており、平成28年度から30年度において、県内44施設の分娩監視装置をネットワークで繋いでいます。

分娩異常を早期に発見し対応することにより、周産期死亡や胎児低酸素の発生頻度の減少につながるとともに、二次、三次医療機関ともネットワークで繋がることで、一次医療機関等のスタッフが安心して分娩に対応することが可能となっています。

## ウ 地域医療勤務環境改善体制整備事業

令和6年度からの医師の時間外労働上限規制の開始に向け、救急医療など地域医療に特別な役割がある医療機関の中で、勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画を定める医療機関に対し、労働時間短縮に向けた体制整備に要する費用等を支援する事業を行っています。具体的には、医療機関が導入する電子カルテシステムや出退勤管理システム等の整備に要する費用を補助しています。

## エ マイナンバーカードによる健康保険証の資格確認

患者が加入している健康保険の「資格確認」を、マイナンバーカードのICチップ又は健康保険証の記号番号等によりオンラインで行う仕組みの本格運用が、令和3年10月20日から開始されました。

提示された保険証が有効か否かを即時に確認でき、レセプトの返戻を減らせることや、保険証の情報をデータとして取得し、医療機関がレセプトを作成するシステムに反映できることにより、窓口の入力の手間が削減できることがメリットとして挙げられます。また、マイナンバーカードを用いて本人の同意を得た上で、特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できることにより、より良い医療を受けられる環境になることが期待されています。

運用開始施設の割合については、令和4年10月9日時点で全国が31.5%であるのに対し、本県は47.2%で全国2位であり、施設類型別にみると、医科診療所と歯科診療所では全国1位となっています。

## オ オンライン診療

診療は、医師と患者が直接対面して行われることが基本ですが、医師が患者の医学的情報を把握できる場合は、スマートフォン・タブレット・PC等の情報通信機器を用いたオンライン診療を行うことができるとされています。

情報通信機器を用いた診療に係る施設基準の届出状況は、令和4年10月1日現在で31医療機関となっています。

### ② 三重広域連携スーパーシティ推進協議会の取組

医療Ma a S実証実験の取組を調査するため、三重広域連携スーパーシティ推進協議会を現地調査しました。

三重県の6町（多気町、大台町、明和町、度会町、大紀町、紀北町）による広域連携自治体（代表自治体：多気町）である三重広域連携スーパーシティ推進協議会では、多気町内の大型リゾート施設「VISON」を拠点とした広域エリアにおいて、AIやビッグデータ等を利用した複数分野の最先端技術を組み合わせて、地方自治体と競争力のある企業が一体となり、高齢化や過疎化、地域医療、観光振興、防災など地域の社会課題の解決を目指しています。

その中でも、中山間地域の医療課題解決のため、マルチタスク車両を活用し、患者が医療機関を訪問しなくても診療できるオンライン診療や服薬指導サービスの検証、いわゆる医療Ma a Sの実証実験に取り組んでいます。

また、多目的に利用できるマルチタスク車両の特性を生かし、医療だけでなく、住民の移動手段や、行政サービスの提供を組み合わせることで、医療・交通・行政等の各政策におけるコストの負担を明確化するなど、社会実装に向けた実験も行っています。

## (2) 介護分野

### ① 本県の介護分野におけるデジタル化の推進

本県では、高齢化のさらなる進展により介護サービス利用者が増加する一方で、生産年齢人口の減少が進むと見込まれるため、介護人材の確保は喫緊の課題となっています。

令和3年度から5年度までを計画期間とする「宮崎県高齢者保健福祉計画」では、人材確保の取組として、介護現場の業務効率化や職員の負担軽減を図るため、ICTや介護ロボットの導入を推進することとしており、これに沿って県では導入費用の助成を行っています。

この導入支援事業については、令和元年度の事業開始から令和3年度までの補助実績が年々増加しており、これまで合計319件、約3億円の助成を行っています。

例年、多数の応募があるなど事業所の導入意欲は高いと認められることから、今後もニーズに対応した支援事業を実施するとともに、ICT・介護ロボットのさらなる普及促進を図るため、先進事例や導入効果を紹介するセミナー等を開催していくこととしています。

## ア ICTの導入

I C Tの導入として、具体的には、介護記録作成から請求業務まで転記不要で行うことができる介護ソフトや、タブレット端末等の導入を進めています。

導入前は、訪問介護職員が要介護者の居宅など訪問先で作成したメモを介護事業所に戻った後に介護記録に転記するなど、介護報酬の請求まで複数回の転記作業が必要となり、大きな事務負担が生じていましたが、導入後は、職員が訪問先でタブレットに入力した記録がデータ転送されることにより、介護報酬の請求まで転記作業が不要となり、事務負担の軽減が図られるとともに、文書量も削減することが可能となります。

また、これにより、利用者に直接ケアをする時間が増え、さらに、利用者の健康データをタブレットで共有することで、異変があったときの迅速な対応が可能となるなど、介護サービスの質が向上したという効果も認められています。

## イ 介護ロボットの導入

介護ロボットとは、利用者の自立支援や介護者の負担軽減に役立つロボット技術を活用した介護機器のことをいいます。

介護ロボットの例としては、ベッドのマットレスの下に設置したセンサーで利用者の寝返り、呼吸、心拍などの体動を測定し、睡眠状態や起き上がり・離床を把握するシステム（見守りセンサー）があります。

この機器は、職員が実際に居室を巡回することなく、利用者の状態を事務所のパソコンやスマートフォンなどの携帯端末でリアルタイムに確認することが可能となっており、居室を巡回する回数が減ることで、ケア業務以外の記録作成などの事務作業も行えるようになり、総労働時間が減少するなど労働環境の改善につながっています。

そのほか、利用者が目覚めているタイミングでの排泄介助が可能となり、睡眠リズムが改善されたり、利用者の起き上がりがスマートフォンに通知され、職員が速やかに訪室することで転倒事故が減少するなどの効果も認められています。

## ② 社会福祉法人スマイリング・パークの取組

介護分野におけるI C T化の取組を調査するため、都城市の社会福祉法人スマイリング・パークを現地調査しました。

従前、当該法人は離職率が25%以上という危機的状況にありましたが、人手不足の流れに抗うのではなく、質を担保しつつ、今と同じサービスを提供するために、I C Tやロボットを導入することでD X化を推進し、職員の人材育成、職場労働環境の改善に努めたことにより、離職率を3～5%にまで引き下げることができました。

取組例としては、「見守り・介護支援業務」においては、スマートフォンとBluetooth接続し、介護中でもハンズフリー通話が可能な「骨伝導式インカム」や、入居者の状態を呼吸・心拍数からリアルタイムに端末上で確認可能で、睡眠状態や生活リズム、健康状態のデータを蓄積できる「生体センサー」、コミュニケーションも取れる「配膳ロボット」、久留米工業大学・慶應義塾大学と共同開発した「A I搭載の自動運転車いす」を導入してい

ます。

また、「記録業務」においては、音声入力による記録が可能となり、入力時間が半減する「音声入力システム」や、介護業務時にリアルタイムで記録が可能なスマートフォンによる介護記録、記録・請求に係る業務において、繰り返し作業となる部分をPC上のソフトウェアで自動化するRPAを導入しています。

このほか、メール等による電子データのやり取りによりペーパーレス化を図る「電子署名アプリ」を活用するなど、労働環境の改善を図っています。

### **(3) 教育分野**

#### **① 本県の学校におけるデジタル化推進に向けた取組**

##### **ア 新学習指導要領**

平成29年から31年にかけて改訂された新学習指導要領は、小学校が令和2年度、中学校は3年度から全面実施され、高等学校は4年度から年次進行で実施されています。

改訂内容は、小学校では、文字入力などの基本的な操作の習得、プログラミング的思考の育成、中学校では、技術・家庭科（技術分野）におけるプログラミングと情報セキュリティに関する内容の充実、高等学校では、必修科目として「情報Ⅰ」が新設され、全ての生徒がプログラミングなどを学習することとなっています。

#### **イ 宮崎県「教育の情報化」推進プラン**

宮崎県「教育の情報化」推進プランは、新学習指導要領の改訂や国のGIGAスクール構想、「学校教育の情報化の推進に関する法律」で、情報化の推進に関する施策の策定が各自治体の努力義務とされたことを受け、令和3年12月に策定したものです。

計画の期間は令和3年度から6年度までで、基本目標は、「自分に合った学び、仲間とともに深める学び、創造性を発揮できる新しい『みやざきの学び』の実現」であり、推進項目を、「情報活用能力の育成」、「教科指導におけるICT活用の推進」、「校務の情報化の推進」、「新しい教育様式の確立」の4つの柱で整理し、各施策を展開しています。

また、このプランの目標指標については、文部科学省の全国調査「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の指標を使用しており、「教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力をもつ教員の割合」、「授業にICTを活用して指導する能力をもつ教員の割合」、「児童生徒のICT活用を指導する能力をもつ教員の割合」、「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力をもつ教員の割合」の4つとなっています。

令和3年10月に公表された令和2年度の数値は、令和元年度と比較して、1つ目の「教材研究・指導準備」に関する割合が82.2%から82.4%に、2つ目の「授業にICTを活用」に関する割合が61.7%から62.1%に、3つ目の「児童のICT活用」に関する割合が62.1%から65.0%に、4つ目の「情報活用の基盤」に関する割合が73.4%から76.4%に、それぞれ向上しています。

## ウ 端末等の整備状況

タブレット端末については、市町村立学校は、令和2年度末に1人1台端末環境の整備がほぼ完了し、令和3年度には全ての市町村で達成しています。

県立高校については、令和2年度に、当時の整備基準である3人に1台水準を達成し、令和3年度には概ね2人に1台の割合となっています。1人1台端末環境については、今年度入学生から保護者負担により整備し、新学習指導要領の年次進行に合わせ、令和6年度には全生徒の整備が完了する予定です。

また、学習環境の整備については、令和2年度に、ほぼ全ての普通教室と特別教室に大型提示装置を整備し、令和3年度には、全ての県立高校にカメラ等の設備を備えたオンライン会議室を整備しています。

特別支援学校については、令和2年度には1人1台端末環境を整備し、同じく令和2年度に、大型提示装置を特別教室に整備するとともに、令和3年度には、県立高校と同様にオンライン会議室を整備しています。

通信ネットワークについては、市町村立学校・県立学校共に、令和2年度に高速のWi-Fi環境の整備がほぼ完了しています。

## ② 県立佐土原高等学校の取組

ICT教育の取組を調査するため、県立佐土原高等学校を現地調査しました。

県立佐土原高等学校は、昭和63年4月に高度情報化と先端技術に対応できる人材育成を目指して創立された工業系の高校であり、情報技術の養成をベースとした専門校として、「将来を担うスペシャリストの育成」「地域産業を担う人材の育成」「人間性豊かな職業人の育成」を目指しています。

令和3年度に、県教育委員会の「県立高校BYOD (Bring Your Own Device) 導入モデル調査研究」指定を受け、生徒個人の端末（スマートフォン等）を持ち込み、「1人1台端末環境」の授業実践に取り組み、これらの検証を経て、令和4年度に共同購入したタブレット端末を全生徒に配付し、県内県立高校の中でも先駆けて「1人1台端末環境」を整備しました。

また、年7回の校内研修の中で各教科毎にグループワークを実施して、教職員のICT活用指導力の育成を図っており、全教科・科目で、ICTを活用した教育活動を実施する予定となっています。

## ③ 静岡県川根本町立本川根小学校の取組

中山間地域における教育のICT活用の取組を調査するため、静岡県川根本町立本川根小学校を現地調査しました。

静岡県川根本町教育委員会（小学校4校、中学校2校）では、「小規模校のメリットの最大化、小規模校のデメリットの最小化」を合言葉に、平成29年度から5か年計画でIC

T教育推進事業に着手し、iPadを1人1台配備するなど、中山間地域のモデル創造を目指してきました。

平成28年12月に、町と京セラコミュニケーションシステム（KCCS）、ベネッセコーポレーション、東海ブロードバンドサービス（TBBS）がIT人材の育成に関する協定を締結し、KCCSやベネッセコーポレーションが全国事例の収集、TBBSがインフラ整備の支援を行いました。

ベネッセコーポレーションから派遣されているICT支援員が、各校に月6日程度、1日7時間45分勤務しており、教員とともに、生徒が使用する端末を定期的にチェックしています。

チェックにより不適切な使用例が発覚した際には、その都度、保護者を交えて指導を行ったり、クラス活動や全校集会で情報を共有するなど、情報モラル教育を進めています。

また、川根本町オリジナル教材作成ツール「川根シード」をKCCSが開発し、ベネッセコーポレーションの「ミライシード（ドリル学習等）」を活用しながら、検証のための学力調査を実施しています。

iPadの持ち帰りも可能で、小学校入学時から中学校卒業時まで生徒が自分のものとして活用しており、平成30年度からは、町営の塾を開塾して、更なるタブレットの活用や、静岡大学情報学部の学生によるプログラミング教育の支援なども行っています。

町内の公立中学校では、コロナ禍の休校期間におけるZoomを活用したオンライン授業や、長期療養児に対するZoomで教室と病室を結んだ授業などの試みも実施しています。

#### (4) 県への提言

##### ① 中山間地域の医療体制確保について

中山間地域の住民が安心して医療を受けることのできる体制整備は喫緊の課題であり、医師不足や、近くに医療機関がないといった現状に、どのように向き合っていくかが重要です。

三重広域連携スーパーシティ推進協議会で実証実験をしている医療Ma a Sの取組は、中山間地域を多く抱える本県の医療体制を確保する上で、非常に有効な手段のひとつであり、課題解決の糸口になると考えられます。

県当局には、医療機関、薬局と連携しながら、オンライン医療の更なる推進を図るとともに、医療Ma a Sの活用についても検討することを要望します。

##### ② 介護分野におけるデジタル化・働き方改革について

本県における介護職員数は増加傾向にありますが、令和7年度には、介護職員の需要に対して、供給が約2,600人不足するという将来推計もあり、介護人材の確保が喫緊の課題となっています。

委員からは、「生産年齢人口の減少が続く中、本県の介護体制を維持していくためにはICT活用を推進していく必要があり、小規模の介護事業所まで幅広く支援をしてほし

い。」との意見がありました。

県当局には、介護人材不足への対応や、職員の負担軽減のため、ICT導入支援補助金の活用等により、介護事業所のデジタル化・働き方改革を更に推進していくことを要望します。

### ③ デジタル化による教育の充実について

学校授業におけるICT活用が進んでいますが、教員のデジタル能力の差によって、授業の進め方やわかりやすさといった授業内容等に差が出ること、また、授業の準備等に係る負担にも差が出てくることが懸念されます。

委員からは、「教員のデジタル能力に格差があると、児童・生徒たちの知識習得にも差がでてくるのではないか。」「教育のデジタル化が、児童・生徒の学力向上につながっているかの検証をしていく必要があるのではないか。」との意見がありました。

県当局には、教員のデジタル能力格差の解消を図るための取組を更に推進するとともに、オンライン・デジタル授業による児童・生徒の学力向上効果について、検証の実施を検討することを要望します。

### ④ 情報モラル教育について

児童・生徒がネット犯罪の被害者・加害者にならないためにも、ネットリテラシーを形成するための情報モラル教育を、できるだけ早い段階から行うことが重要です。

県外調査で訪問した本川根小学校では、不適切なタブレット使用例が発覚した際には、クラス活動や全校集会で情報を共有するなど、あらゆる機会を捉えて情報モラル教育を進めていました。

県当局には、情報モラル教育について、授業だけでなく、クラス活動などのあらゆる機会を捉えて、小学校の早い段階から重点的に取り組むことを要望します。

## 4 産業分野における取組について

### (1) 産業のデジタル化の推進

#### ① 本県の現状と課題

人口減少が進む中での人手不足や労働生産性の低さという課題を克服し、地域経済を成長させていくためには、産業のデジタル化を積極的に推進する必要があります。

産業のデジタル化という面での本県の現状について、商工業や林業、農業、建設業など、各産業に共通する課題が3点あります。

1点目は、事業者の理解が進んでいないという課題です。

デジタル化の必要性・有効性について、経営者層から現場担当者まで、幅広い階層での理解が進んでいない状況であることから、セミナー等による「啓発・理解促進」に取り組む必要があります。

2点目は、デジタルスキルを持った人材が不足しているという課題です。

I T技術者は都市部に偏在しており、特に地方では不足していることや、技術者だけでなく、企業の中で一定のデジタル知識を持ち、社内のデジタル化に向けた企画・調整ができる職員がいないといった状況もあることから、研修や連続講座による「人材育成」に取り組む必要があります。

3点目は、費用対効果が見えにくく、なかなか設備投資に至らないという課題です。

県内で費用対効果の高いデジタル化の実装事例が少ないことや、デジタル化に向けて、何から始めたら良いかわからない事業者の方が多いことから、補助事業や伴走支援といった「実装支援」に取り組む必要があります。

## ② 県の部局横断的な取組

「啓発・理解促進」に向けた取組としては、県内事業者や、商工団体、金融機関などの産業支援機関を対象に、ものづくりや農畜産などの各産業のD X成功事例などを紹介するD X推進セミナーや、A I・V Rなどの最新デジタル技術やD Xソリューションなどの技術を体験してもらう展示会を開催しています。

「人材育成」に向けた取組としては、県内事業者や産業支援機関を対象に、県内の現場を実習フィールドとして、課題の洗い出しやデジタルを活用した改善のアイデアなど、「D Xの一步」を踏み出すための手法を学ぶ連続講座「D X塾」を開催しています。

また、A I関連技術の学習者等を対象とした講座や、県内就職を希望し、I Tスキル向上の意欲ある高校生及び大学生を対象に、I Tスキル関連の連続講座やI T企業等への就職支援を実施しています。

加えて、県内企業への就職を目指す離職者及び求職者を対象に、I Tスキル習得のためのオンデマンドのW E B講座や県内企業への就職支援を実施しています。

「実装支援」の取組としては、デジタル化・D Xに取り組む県内事業者を対象に、他の事業者の参考となる好事例につながるような取組を支援しており、効率化・省力化等による生産性向上につながる取組や、高度な技術の活用等、経営の変革につながる取組を支援しています。

また、デジタル化に向けて悩みを抱えている県内事業者の課題整理や、I C T企業とのマッチング、実証までの伴走支援も行っています。

## (2) 商工業分野

### ① 本県の商工業におけるデジタル化の推進

商工業分野においては、生産性向上や販路拡大等を目指してデジタル化に取り組む事業者等を支援し、デジタル社会における本県商工業の振興を図ることとしており、各分野の取組については、以下のとおりです。

#### ア 商業分野

地域通貨ポイントの導入や、決済事業者と連携した取組など、市町村が実施するキャッシュレス推進にかかる取組の支援や、大手E Cモールへの出店を行う際の経費補助、スキ

ルやノウハウを学ぶセミナーの開催、特設サイトでのWeb物産展の開催など、インターネットを活用した事業者の電子商取引を支援しています。

また、食や工芸に関する県産品等の情報をデータベース化するとともに、県産品事業者とバイヤーがオンライン上で商談・情報交換等を行う機能やアクセス解析機能を有した県産品データベースサイトを構築し、県内事業者の全国への販路開拓・拡大を支援しています。

## イ 製造業分野

ICT導入に係るセミナーや産学官連携による研究会、人材育成講座、工業系高校生を対象とした企業説明会などのほか、ICTをはじめ本県の優れた技術・製品等の展示紹介による県産技術等の利用促進や受発注拡大促進を図る「みやぎきテクノフェア」の開催を支援しています。

また、コロナ禍におけるデジタル化の加速や非接触型ビジネスの拡大など、経済活動を取り巻く環境の変化に対応するため、ものづくり企業等が実施する生産性向上やICT導入の取組に対しての支援も行っています。

さらに、県工業技術センターと宮崎大学工学部、都城工業高等専門学校が連携し、県内中小企業のものづくり現場を実証フィールドとして、IoT等の先端技術導入による生産性向上や、働きやすい業務環境の創出・改善に向けた研究開発を行っています。

## ウ 情報産業分野

急速に進展するICT技術に対応する県内ICT人材を育成するため、高度な資格取得に繋がる連続講座を実施しています。

また、企業や人の地方回帰の動きが加速する中、ICT人材の確保を図るため、県内ICT企業の情報や県のICT産業振興に係る取組などについて、首都圏での情報交換会を開催して周知を行うとともに、専用のホームページ等による情報発信を行っています。

## エ その他

小規模事業者の支援の担い手である商工会等が行う経営支援の効率化を図るため、県商工会連合会への「商工会DX推進アドバイザー」の設置、アドバイザー及び各圏域を代表する経営指導員（DX推進員）で構成するワーキンググループの開催等を支援しています。

また、このアドバイザーが商工会を巡回して行う個別相談や、事業者向け研修の実施などを通じて、ポストコロナを見据えたビジネスモデルの変革等に取り組む小規模事業者への支援体制を強化しています。

## ② アルバック機工株式会社の取組

製造業におけるICT化の取組を調査するため、西都市のアルバック機工株式会社を現地調査しました。

アルバック機工株式会社では、県内初のスマートファクトリーを目指して、令和3年3月にチームを立ち上げてDX活動を開始し、センシング技術による工場生産力の見える化や、ロボット等による生産現場の無人化、県工業技術センター等との共同研究などの取組を行っています。

ロボットによる生産現場の無人化については、既存ロボットをアレンジし、AIカメラの画像処理技術を向上させ、より精密な作業が可能となっています。

また、複数の先端ICTをつなぐ独自のネットワーク環境を構築し、設備ごとの稼働率のデータ集積と解析のためのサーバー関連機器及びソフトウェアの整備を行っています。

近年は、グループ企業や営業所との会議・打合せ等をメタバースを使って実施するなど、段階的なDX活動を推進しています。

地元でIT人材を育成している機関が不足していることから、県主催のオンラインセミナーや、都城工業高等専門学校との共同研究などを活用しながら、IT人材の不足に対応していくこととしています。

### **(3) 林業分野**

#### **① 本県の林業におけるICT化等の推進**

林業は、造林してから下刈り、間伐などの育成に長い年月がかかり、重量のある立木を収穫するという特徴を持った産業であり、急峻な地形等の厳しい自然条件での人力作業が多いことなどが、労働生産性の低さ及び労働災害発生率の高さの一因となっています。

今後、人口減少に伴い、労働人口の減少が予測される中、持続可能な森林経営と林業の成長産業化を図るためには、近年、目覚ましい発展を遂げているICT、AI、ロボットなどの新たな技術を活用していくことが重要です。

本県では、「第八次宮崎県森林・林業長期計画」において、ICT技術等を活用するスマート林業の推進を重点プロジェクトと位置づけ、令和4年3月には、「みやざきスマート林業推進指針」を策定し、林業のICT化等の推進に取り組んでいます。

#### **ア 森林資源管理の合理化**

県が管理している森林情報へのアクセス性の向上を図るため、インターネット経由での閲覧等が可能となる新たなクラウド基盤を構築するとともに、市町村等が管理するデータの登載など、クラウド基盤の機能拡張の可能性を検討しています。

また、衛星画像を活用したAI判読による伐採跡地や再造林地等の森林情報の効率的な把握に向けたモデル実証を行い、適正な森林管理に活用しています。

#### **イ レーザ計測データ等の利活用**

森林の立木本数や直径、樹高等の調査について、従来の調査方法とドローンや地上レーザ機器を用いたレーザ計測による手法について比較・検証を行い、レーザ計測による森林調査の普及・定着に向けた検討を進めています。

また、レーザ計測データ等を基に、机上で作成した境界案を現場立会のできない森林所

有者への説明に活用するなど、効率的な境界明確化の取組や、ドローンを活用したリモートセンシング技術の導入による森林の測量や森林整備事業における施行管理、検査業務等の効率化に向けた取組を行っています。

#### **ウ ICT技術等を活用した生産管理の導入**

県林業技術センターでは、生産現場の状況や環境因子をリアルタイムに把握するため、都城工業高等専門学校等と連携し、IoTやLPWAなどの技術を活用した生産現場のモニタリングシステムの実用化に向けた研究に取り組んでいます。

#### **エ 流通ネットワークの構築**

流通する木材の合法性等を担保する仕組みづくりに向けて、伐採現場の位置や原木市場等までの運搬経路等の電子データを取得するなど、原木管理クラウドを活用した関係者間の情報共有による「伐採現場情報の見える化」のモデル実証に取り組んでいます。

#### **オ ICT技術等を活用した作業に応じた機械化**

過酷な環境下における造林・保育作業の軽労化を図るため、苗木等の運搬用ドローンや、遠隔操作式下刈機械等の導入に対する支援を行っています。

#### **カ デジタル無線通信など次世代技術の導入**

携帯電話が通じない山間地において林業労働災害が発生した際のLPWA機器等を使用した救助要請や、GPSデータの取得により事故発生現場における作業員の位置情報の把握を行うなど、労働安全管理面での活用モデルの実証に取り組んでいます。

### **② ICT化等を担う人材の育成**

#### **ア みやざき林業大学校での人材の育成**

経営高度化課程において、林業経営者や技能者を対象としたレーザ計測機器の操作研修、レーザ測量成果や空中写真、GPS測量データを活用した効率的な路網計画の作成など、新たな技術を習得し、経営改善を実践する人材を育成しています。

また、長期課程においては、新規就業者を対象にドローンや地上レーザを活用した森林資源情報の取得・解析技術を習得する研修や、高性能林業機械シミュレーションシステムによる機械操作研修を実施し、ICT化等を担う人材の育成に取り組んでいます。

#### **イ 現場における人材の育成、技術の普及**

各地域での研修会の開催、関係者との調整など、林業普及指導員等によるきめ細かな活動を通じて、ICT化等を担う人材の育成、技術の普及に取り組んでいます。

### **③ 串間市の取組**

市有林公売手続等におけるデジタル化の取組を調査するため、串間市を現地調査しました。

これまで、市有林を公売に付す際には、現場作業員が実際に山に入り、基本的に全ての樹木の胸高直径を器材で測り、樹高を目視で確認することから、天候等によっては労働災害の危険性もありました。

そのため、串間市では、現場における省力化及び安全性の向上を図るため、ドローンによる調査を導入し、現場ではモバイル端末を使用して地形などの確認を行っています。

また、森林管理の取組においては、航空レーザ測量により森林管理に必要となるデータを収集するとともに、森林地域における標高や傾斜等の地形解析及び森林資源解析を行うことを目的に、令和3年度に航空レーザ測量業務委託事業を実施しました。

なお、当該委託事業の成果品については、等高線の表示による避難路の見直し、立体地図による崩壊箇所・荒廃危険箇所の確認、住居等の固定資産滅失調査、横断図による砂防施設等の管理など、森林管理以外の業務にも活用しています。

#### **(4) 農畜水産業分野**

##### **① 本県の農畜産業におけるデジタル化の推進**

担い手の減少や高齢化の進展が懸念される中、産地を持続的に発展させていくためには、スマート農業の普及は欠くことができません。

このため、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画では、「持続可能な魅力あるみやざき農業」を目指し、災害や家畜伝染病、病虫害等あらゆる危機事象に負けない農業の実現に向けた「新防災」とともに、ICT等の先端技術などを活用し賢く稼げる魅力ある農業の実現に向けた「スマート化」の2つを取組の柱として掲げ、スマート農業を推進しています。

また、「みやざきスマート農業推進方針」を策定し、スマート農業技術や機械等の特性、導入コスト等を整理するとともに、本県農業の特性を踏まえた営農体系モデルを示しているほか、誰でも、楽しく、どこでもできるスマート農業の実現に向けて、スマート農業を「知る」、「試す」、「使いこなす」の3つの視点で施策を推進するとしています。

##### **ア スマート農業の実証**

令和元年度から3年度にかけて、県内5か所において国のスマート農業実証プロジェクトの採択を受け、ロボットトラクターやドローンによるセンシング、中山間地域でのラジコン草刈機や水田の水管理の自動化等の実証に取り組んでいます。

また、施設園芸においては、環境制御による生産性向上に向け、環境測定データの栽培管理への活用手法の検証にも取り組んでいます。

##### **イ スマート農業に対応した機器・機械の導入支援**

国庫補助事業等を活用し、施設園芸の環境制御装置や肉用牛のカメラによる分娩監視装置など、スマート農業に対応した農業機械等の導入を支援しています。

## ウ スマート農業を学べる環境づくり

県立農業大学校において先進技術等を学ぶ講座を「みやざきアグリビジネス創生塾」と位置づけて、外部講師等による授業やスマート農業機械等を使った学習など、学生や農業者が学べる環境を整備しています。

## エ スマート農業を使いこなす人材の育成

環境制御技術の指導・支援を強化するため、農業普及指導員等を対象に植物生理に関する研修を実施するとともに、施設園芸において、ハウス内の温度等の環境データを簡単にグラフ化し分析できるツールを作成しています。

また、ドローンのオペレーター育成等も支援しており、県立農業大学校については、全国の農業大学校では初めて、農薬散布用ドローンの操縦資格取得教習施設として認定を受け、昨年度は学生など10名が資格を取得しました。

## ② 本県の水産業におけるデジタル化の推進

漁業経営体や就業者の減少が今後も避けられない状況にある中、本県水産業を成長産業化するには、先端技術を活用したスマート水産業の推進が重要です。

このため、第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画の中で、ICT等の先端技術の活用による漁船漁業の操業の効率化や、養殖業における育種技術の高度化などのスマート化の推進を図っています。

漁船漁業では、操業に有用な海況情報の提供による生産性の向上に取り組み、養殖業では、スケールメリットによるコスト削減などの実証に取り組んでいます。

また、省人・省力化につながる漁労機器等の導入支援や、VRシステムを利用した漁業体験の実施、スマート機器やデータを活用できる人材の育成にも取り組んでいます。

## ③ 有限会社新福青果の取組

データを活用した農業経営の取組を調査するため、都城市の有限会社新福青果を現地調査しました。

有限会社新福青果では 作業管理、ほ場管理について、現場作業員と社員が一つのシステムを使用していましたが、現場作業員のデータ入力に膨大な時間がかかり負担となっていたこと、また、過去のデータの記入漏れや記入ミスが多く、データとして活用できない状況であったことから、データ収集作業の抜本的な改変に着手しました。

現場作業員は、日々の作業記録を所定用紙に記載するという「アナログスタイル」に戻し、それを事務社員が入力します。

そして、そのデータを専任のICT改革チームの社員が分析して、現場にフィードバックする体制を構築するなど、社員のITリテラシーの差を認識し、組織構成や働き方を変化させる取組を行ってきました。

最近は、現場作業員も含め社員全員にスマートフォンを活用する機運が生まれ、グループLINEによる情報共有が活発化しています。

現在、膨大な情報の処理に適したOne Noteなどのアプリケーションを活用し、ほ場毎にさまざまな肥料パターンの情報を蓄積したり、農薬使用記録を整備したりするなど、データ収集体制の強化を図りながら、農業生産、販売、会計の統合データベースの構築に着手しています。

また、熟練技術者の作業を新人でも代替可能となるよう、全自動運転トラクターやドローンなどの実証実験なども継続的に実施しています。

#### ④ テラスマイル株式会社の取組

AI、データ活用によるスマート農業普及の取組について調査するため、テラスマイル株式会社から説明を受けました。

テラスマイル株式会社は、国のスマート農業実証プロジェクト等、様々な事業に参画しており、デジタルと現場とを融合させた「農業情報基盤」を提供している法人です。平成29年12月に農業経営の見える化と、出荷量の予測が行えるクラウドシステム「Right ARM」を開発しました。

農業の課題解決にはデジタル化の推進が不可欠であり、データを収集した後に、その結果や活用方法を農業者へ還元すること、また、気象、収穫量、栽培管理など、様々な情報を総合的に集約し、分析して目標設定をしていくことが重要であるとの認識から、その後、クラウドシステムの改良を重ね、令和2年4月、スマート農業戦略の立案を支援する「出荷予測実証サービス」を開始しています。

調査先からは、「国においても、スマート農業普及における重点ポイントとして、『人材の育成』、『データ活用の深化』を掲げており、これに加え、農業者の所得を向上させるための流通構造の再構築が必要である。また、農業者においても、新規就農、子育て世代、子育て終了後等のライフステージによって、ライフプランを変化させることが必要である。」との意見がありました。

また、委員からは、「農業経営・技術のノウハウ等のデータ化により、新規就農者や後継者への引継ぎが円滑に進むことができると思われるので、今後の取組に期待したい。」「データを活用することも大事であるが、天候等の要因でデータどおりにいかないケースも考えられる。生産者が情報共有し、ネットワークを構築することも重要ではないか。」との意見がありました。

#### (5) 土木分野

##### ① 本県における建設業の現状

令和2年度の本県の建設業就業者数は約4万2千人で、ピーク時の平成7年度から約4割減少しており、年齢構成についても、29歳以下が10%を下回っているのに対し、50歳以上が50%以上を占めています。今後、50歳以上の就業者の退職が進むことによって、就業

者数が急速に減少することから、担い手不足に対応するための生産性向上が不可欠となっています。

I C Tを活用すれば、これまでより少ない人数・工事日数で、同じ工事量の実施が可能だとみられており、従来の3 K（きつい、汚い、危険）のイメージを払拭し、新3 K（給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる）といった魅力ある現場への改善が期待されています。

そこで、次のような取組を行っています。

#### **ア I C T活用工事の取組**

平成29年度からI C T活用工事を導入し、その後、工種の追加や対象工事の拡大を行っています。令和4年7月時点では、令和3年度までの発注工事で190件の工事、92社の建設会社を取り組んでおり、近年では、入札参加者の格付制度における特AやAクラスだけでなく、Bクラスの業者の実績も年々増加しています。

今後は、I C T研修をより充実させるとともに、従来より小規模な工事を対象としたI C T活用工事の普及を図ることにより、中小規模の建設業における取組の拡大を図っていくこととしています。

#### **イ 情報共有システム**

受発注者間の工事書類の処理の迅速化を図るため、平成29年度から建設工事において情報共有システムの試行を開始し、令和4年1月からは、委託業務においても情報共有システムの試行を開始しています。

紙媒体での印刷が減ったことによる経費削減や、土木事務所等まで移動することなく書類が提出できることで、現場管理等ほかの業務に時間が回せるなどの効果も表れてきています。

#### **ウ 遠隔臨場の取組**

令和3年度から、すべての県発注工事を対象に遠隔臨場の試行を開始しています。

工事における現場確認などの際にビデオ通話等を活用することで、現場までの移動時間が削減されるなど、受発注者双方の働き方改革と生産性向上への効果が期待されています。

一方、山間部など通信圏外の地域では、遠隔臨場が実施できないなどの課題もあるため、実装に向けて検証を進めています。

#### **エ 建設キャリアアップシステム**

建設キャリアアップシステムは、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験を客観的に評価できるようにすることにより、技能者の適切な処遇につなげる仕組みです。

令和2年度から、建設キャリアアップシステムのモデル工事を一部の県発注工事で導入し、その後も、総合評価落札方式における加点評価や、初期費用の一部助成などを行いな

がら、同システムの普及拡大を図っています。

県内の登録事業所数は、令和4年5月末現在で1,107事業所となっており、県内許可業者の約4分の1が登録済みとなっています。また、登録技能者は6,688名で、県内技能者の同じく約4分の1が登録済みとなっています。

また、令和4年7月からは、すべての県発注工事を建設キャリアアップシステムのモデル工事の対象にしており、更なる普及・拡大に努めています。

## ② 旭建設株式会社の取組

建設業におけるICT活用の取組について調査するため、日向市の旭建設株式会社を現地調査しました。

旭建設株式会社では、平成27年にドローン空撮事業部を発足させて以来、ドローンを使った測量や、バックホーのマシンガイダンス、ブルドーザーのマシンコントロールを活用しています。

令和2年の都城市乙房地区などの改良工事においては、「ICTフル活用モデル工事」を実施して、従来の人工（人日）の半分で作業を終了させるなど、ICT活用工事を推進しています。

また、安全大会や施工会議などのオンライン化を進めており、これらの先駆的な取組であるドローン測量や遠隔会議は、他現場での標準的な仕様となっています。

自社作成の3次元設計データ活用や、iPad導入による記録資料の電子化と情報共有など、社員へのICT教育を充実させるとともに、県建設業ICT推進コンソーシアムにおいても定期的に勉強会や見学会を開催しています。

令和2年9月の台風10号の影響で土砂崩れが発生した椎葉村下福良の砂防堰堤工事現場において、令和4年5月に「ICT遠隔バックホー現場見学会」を開催するなど、県内建設業におけるICT活用工事の普及を牽引しています。

## (6) 県への提言

### ① 本県の特徴・強みを生かした取組について

様々なデジタル機械は、国の研究機関や企業等により開発が進められていますが、それら全てが本県の地域特性に合致するとは限りません。

委員からは、「農業を例にとると、北海道と宮崎では農業の規模や形態に違いがあり、同様の取組ではなく、それぞれの地域に応じた取組を進めていく必要がある。宮崎の特色を生かすため、デジタル機械の開発などにおいては、県の各試験研究機関や地元の事業者等との連携を図ってほしい。」「本県の基幹産業である農業や、スギ素材生産日本一の強みを生かして、宮崎モデルを構築するという気概を持って取組を進めてほしい。」との意見がありました。

県当局には、県における各試験研究機関や地元事業者等と連携し、本県の特徴・強みを生かした取組を進めることを要望します。

## ② デジタル化の裾野を全県下に広げる啓発について

県全体でデジタル化を推進していくためには、デジタル化の必要性・有効性について、経営者層から現場担当者までの幅広い階層、幅広い業種において理解を進めていくことが重要です。

委員からは、「県全体にデジタル化の裾野を広げるためにも、研修会等に参加しない、デジタル化に対する理解が進んでいない企業・業種を、いかに巻き込んでいくのが重要である。」との意見がありました。

県当局には、事業者のデジタルリテラシーの向上、デジタル技術の利活用促進のため、幅広い業種におけるデジタル導入の成功事例、費用対効果の高い事例の収集を積極的に行い、研修会等あらゆる機会で紹介するなど、更なる啓発に努めることを要望します。

## ③ きめ細かな実装支援について

デジタル化については、何から始めてよいかわからないという事業者の声も多く、デジタル化、DXにつなげていくためには、いくつかの段階を経て進めていく必要があります。

また、事業者が課題を整理しながら最終的な目標をイメージできるよう、相談できる体制の充実と、きめ細かな支援が必要です。

県当局には、事業者のデジタル化の段階に応じて、伴走しながら、きめ細かな実装支援に努めていただくことを要望します。

## ④ デジタル人材の育成・確保について

全国的なデジタル人材の不足により、人材の獲得競争は熾烈を極めており、デジタル人材の育成・確保は最重要課題の一つとなっています。県全体の底上げには、本県の零細企業をいかに引き上げるかがポイントであると考えます。また、アメリカのIT企業による人員整理が相次いでいますが、国内における外資系IT企業にも影響が及ぶ可能性も否定できず、その動向を注視していく必要があります。

県当局には、本県の零細企業においてもデジタル人材の育成につなげていけるような取組を検討するとともに、デジタル人材の確保についても、積極的な姿勢で取り組むことを要望します。

# 5 デジタル化を支える環境基盤について

## (1) デジタルインフラの整備

国は、前述したデジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備について、2030年度末までに5Gの人口カバー率99%を達成することや、2027年度末までに光ファイバの世帯カバー率99.9%を達成することなどの目標を掲げています。

## (2) 県民の情報格差の解消

### ① 本県の取組

中山間地域の高齢者を対象としたスマートフォンやセキュリティに関する講座では、携帯電話ショップのない中山間地域の高齢者を対象に、スマートフォンの基本的な操作や、スマートフォンを狙った犯罪の防止に関する講座を開催しています。

### ② 一般財団法人つの未来まちづくり推進機構の取組

D Xによる地域づくりの取組を調査するため、都農町の一般財団法人つの未来まちづくり推進機構を現地調査しました。

都農町は、D Xを活用して誰もが住みやすい地域づくりを目指しており、民間（株式会社イツノマ）、行政（都農町）、財団法人（つの未来まちづくり推進機構）が三位一体となって、都農町デジタルフレンドリー推進事業に取り組んでいます。

都農町デジタルフレンドリー推進事業の内容としては、大きく4つあります。

1つ目は、地域ごとの情報格差をなくすため、光回線・Wi-Fiの整備可能エリアを町内全域に拡大することとしており、これについては、令和3年3月に完了させています。

2つ目は、SIM付きのネット接続可能なタブレットを、高齢者・子育て世帯に、合計3,450台配布し、令和3年度からの5年間は2ギガバイトの通信料を都農町が負担するとしています。

3つ目は、町民からの意見も発信できる双方向型のポータルサイト「都農ページ」を作成しています。利用者のIDを登録することで、その属性や関心事に応じ、必要な地域の情報を一元的に届けるサイトとなっています。利用者のIDデータを蓄積することで、効果的な施策の立案や、行政手続きの簡素化、災害・緊急時の効率的な避難誘導、ICT系企業・人材の誘致を目指しています。

4つ目は、高齢者が日常的にタブレットを利用してもらえるよう、町内44自治会を年4回ずつ個別訪問して講習会を開催したり、複合施設BUNMEI内に多世代交流サロンを開設し、ヘルプデスクを設置したりしています。

### (3) デジタル庁との意見交換

国のデータ戦略の取組を調査するため、東京都のデジタル庁を現地調査しました。

調査時の意見交換の中で、委員からは、「デジタル化を進めていく中で、都市部での取組はある程度イメージできるが、中山間地域などは、ドローンの技術であったり、山を下りなくてもオンラインで診察を受けることができるといった、暮らしを想像できるような事業の組み立てが必要ではないか。」「中山間地域では、簡易郵便局やガソリンスタンドがなくなったりと、年々、不便になってきているが、地元の方に話を聞くと、その地域で暮らしを続けていきたいという方の割合が高い。中山間地域にも、デジタル化の構築をしっかりと図っていただきたい。」との意見がありました。

このことについて、調査先からは、「それぞれの地域に住んでいる方が、その土地でデジタル化の恩恵を受けることができるようにしないといけない。ドローンでの配送サービ

スといった実証を行っているが、デジタル田園都市国家構想を進めていく中で、各地域から様々な情報等を収集し、全国の自治体へ横展開していきたい。また、デジタル社会では、中山間地域においても、光ファイバーやローカル5Gなどの高度な通信技術が使えることが前提であるので、インフラ整備やサービスの提供をしっかりと行っていきたい。」との回答がありました。

また、別の委員からは、「私自身もパソコンやスマートフォンなどを使っているが、なかなかその機能のすべては使いこなせていない。高齢者等でも、ついていけるようなデジタル社会を目指そうとしているのか。」との質問があり、「全員がデジタル機器を使える社会を目指すというよりは、全員がデジタルの恩恵を受けられる社会を目指しており、高齢者自身がデジタル機器を使えなくても、デジタルの恩恵を受けて生活が良くなったことを実感できるような社会を目指している。」との回答がありました。

#### **(4) 県への提言**

##### **① 地域間デジタルディバイドの解消について**

5Gといった移動通信システムなどのデジタルインフラの充実がなければ、デジタル化を推進することはできません。特に、中山間地域を多く抱える本県は、都市部と中山間地域のデジタルディバイドの解消、基盤整備に取り組まなければなりません。

県当局には、本県における5Gの人口カバー率等の現状把握を行い、国と協議しながら、地域間デジタルディバイドの解消に向けて取り組むことを要望します。

##### **② 全県民がデジタル化の恩恵を享受できる社会づくりについて**

都市部での暮らしにおけるデジタル化はイメージしやすいですが、中山間地域での暮らしにおいてはイメージしづらいところがあります。都市部・中山間地域を問わず、住民が自分の意思で住み続けたい場所でデジタル化の恩恵を享受できることが必要です。

県当局には、デジタル化でどのように暮らしが変わるのか、特に中山間地域での暮らしが継続できて、デジタル化の恩恵が受けられるのかというイメージ像を県民が共有できるように努めることを要望します。

また、県民の誰一人も取り残すことのないデジタル社会の実現に向け、特にデジタル機器の操作が不得手な高齢者も恩恵を享受できるようにするためにも、市町村や関係機関等と連携して、スマートフォンやセキュリティに関する講座等の充実に努めることを要望します。

## **Ⅲ 結 び**

以上、当委員会の1年間の調査内容及び活動について総括して報告しました。

各調査項目に対する県への提言は、先に述べたとおりですが、調査を進めていく中で、デジタル化・データ活用の可能性を見い出すとともに、その意識が必ずしも全県下に浸透しておらず、デジタル人材の育成が不十分であることも強く認識したところです。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、県・市町村をはじめ本県の企業等にとっても、テレワークなどの業務環境の整備や、ICTを活用した業務効率化などの働き方改革が進む契機となりましたが、本県の抱える地域課題を解決し、刻々と変化する社会に柔軟かつスピード感を持って対応していくためにも、その原動力となるデジタル化・データ活用の必要性・有効性に対する理解を、更に深化させていく必要があります。

また、国は、デジタル田園都市国家構想において、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指していますが、このことは、都市部への一極集中を是正し、地方へ人材を呼び込む好機とも言えます。

この機を逃さないためにも、本県の特色・強みを生かしながら、デジタル化・データ活用を進め、仕事や暮らしの向上に資するサービスを創出し、新たな価値の創造を実現することで、本県に人材を呼び込む環境を整えていかななくてはなりません。

加速化するデジタル時代の流れに決して遅れることなく、県当局が舵取り役を担いながら、県全体でデジタル化の取組を推進していただき、誰一人取り残されることなく、全県民がデジタル化の恩恵を享受できる社会が実現することを期待して当委員会の報告といたします。



## IV 委員会設置等資料



(資料Ⅳ-1)

## 特別委員会の設置

(令和4年4月18日議決)

- 1 名 称 デジタル化推進対策特別委員会
- 2 目 的 デジタル化の推進に関する所要の調査活動を行うことを目的とする。
- 3 委員定数 11名
- 4 期 限 令和5年3月31日までとする。
- 5 活 動 本委員会は、地方自治法第109条第8項の規定により、必要と認めた場合には議会閉会中も随時開催することができる。

(資料Ⅳ-2)

## 委 員 名 簿

(令和4年4月18日選任)

委 員 長      安 田 厚 生

副 委 員 長      太 田 清 海

委      員      星 原      透

委      員      蓬 原 正 三

委      員      濱 砂      守

委      員      西 村      賢

委      員      日 高 陽 一

委      員      日 高 利 夫

委      員      満 行 潤 一

委      員      河 野 哲 也

委      員      岡 師 博 規

## 委員会活動経過の概要

令和4年4月18日

○ 臨時会

- 1 デジタル化推進対策特別委員会の設置
- 2 委員の選任及び正・副委員長の互選

委員長	安田厚生
副委員長	太田清海
委員	星原透
委員	蓬原正三
委員	濱砂守
委員	西村賢
委員	日高陽一
委員	日高利夫
委員	満行潤一
委員	河野哲也
委員	囃師博規

令和4年5月16日

○ 委員会（閉会中）

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、今後の委員会の調査事項、活動方針・計画等について協議した。

- 1 総合政策部、総務部
  - (1) 国のデジタル化の動向と本県の取組について

令和4年6月24日

○ 委員会（6月定例会）

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、県内調査の調査先等について協議した。

- 1 教育委員会
  - (1) 学校におけるデジタル化推進に向けた国の動向と本県の取組について

令和4年7月20日

○ 委員会（閉会中）

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、県外・県内調査の調査先等について協議した。

1 県土整備部

(1) 建設業におけるデジタル化の進捗状況について

○ 現地調査（閉会中）

次のとおり現地調査を行った。

1 防災拠点庁舎3階 総合対策部室

(1) 防災対策におけるデジタル化の状況について

令和4年7月26日～27日

○ 県内調査

1 小林市役所

防災Wi-Fi、安心なまちづくりの取組について調査を行った。

2 社会福祉法人スマイリング・パーク（都城市）

介護分野におけるデジタル化の取組について調査を行った。

3 都城市役所

自治体におけるDX推進、マイナンバー普及の取組について調査を行った。

4 有限会社新福青果（都城市）

データを活用した農業経営について調査を行った。

5 串間市役所、南那珂森林組合

市有林公売に向けたデジタル化の取組、ICTを活用した森林管理の取組について調査を行った。

令和4年8月9日～10日

○ 県内調査

1 県立佐土原高等学校（宮崎市）

ICT教育の取組について調査を行った。

2 アルバック機工株式会社（西都市）

製造業におけるDX化の取組について調査を行った。

3 一般財団法人つの未来まちづくり推進機構（都農町）

DXによる地域づくりの取組について調査を行った。

4 旭建設株式会社（日向市）

工事現場でのICT活用について調査を行った。

5 テラスマイル株式会社（宮崎市）

AI、データ活用によるスマート農業普及の取組について調査を行った。

令和4年9月20日

○ 委員会（9月定例会）

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、県外調査の調査先等について協議した。

1 環境森林部

(1) 林業におけるICT化等の推進について

2 農政水産部

(1) 農畜水産業におけるデジタル化の推進について

令和4年10月12日～14日

○ 県外調査

1 デジタル庁（東京都千代田区）

デジタル庁の取組とデータ戦略について調査を行った。

2 静岡県庁

3次元点群データの整備、オープンデータ化の取組について調査を行った。

3 川根本町立本川根小学校（静岡県川根本町）

中山間地における教育のICT活用の取組について調査を行った。

4 三重広域連携スーパーシティ推進協議会（三重県多気町）

三重広域連携スーパーシティ推進協議会の取組、医療MaaSに関する取組について調査を行った。

令和4年11月2日

○ 委員会（閉会中）

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、次回の調査内容等について協議した。

1 福祉保健部

(1) 医療・介護分野におけるデジタル化の推進について

令和4年12月5日

○ 委員会（11月定例会）

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、提言内容等について協議した。

1 総合政策部、商工観光労働部

(1) デジタル化の動向と本県の取組について

(2) 産業のデジタル化の推進について

(3) 商工業におけるデジタル化の推進について

令和5年1月20日

○ 委員会（閉会中）

委員会報告書骨子（案）について協議した。

令和5年3月10日

○ 委員会（2月定例会）

委員長報告（案）について協議した。

令和5年3月14日

○ 本会議（2月定例会）

委員会の調査結果について委員長が報告した。